

支援策の名称	収益力向上支援事業
支援の概要	市内事業者に対して、生産性や収益力の向上及びDX推進に資する取り組みを支援することで、企業体力の増強を図り、賃上げに向けた環境整備を後押しします。
対象となる方	次のいずれにも該当する事業者 ①市内に事業所(本店)を有する中小企業者等で、収益力向上支援事業にかかる事業計画を作成し、宍粟市商工会の確認を受け、その計画を的確に遂行するに足る能力を有するもの ②市税等を滞納していないもの ③宍粟市暴力団排除条例(平成24年宍粟市条例第4号)に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等でないもの
支援の内容	1. 補助対象事業 次のいずれにも該当する事業が対象です。 ①生産性や収益力の向上及びDX推進に資する設備投資、販路開拓、商品・サービス開発、システム導入等に係る市内で行われる前向きな取り組みで、将来的な賃上げに向けた企業体力の増強を図るもの ②経費の使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できるもの ③補助対象期間中に納品、支払い、事業実施が完了するもの ④証拠書類等によって支払金額等事業明細が確認できるもの 2. 補助対象経費の例 ・機械装置等の購入費 ・システム等構築費 ・展示会等出展費 ・専門家謝金 ・調査、情報収集及び販路開拓のための旅費 ・雑役務費(臨時雇用又は派遣費) ・その他事業目的の遂行に必要なもの 3. 補助金の額 ・補助対象経費の合計額の3分の2の額とし、100万円を上限とします。 4. 補助対象期間 ・交付決定後から、令和9年2月1日(月)まで (納品、経費の支払いが、2月1日までに完了すること)
手続き	1. 申請受付期間 ・令和8年7月21日(火)～令和8年8月17日(月) 2. 必要書類 ①収益力向上支援事業 補助金等交付申請書 ②収益力向上支援事業計画書 ※商工会の確認印が必要 ③誓約・同意書 ④役員等名簿(※申請者が法人の場合のみ) ⑤市税及び国民健康保険税の完納証明書 ⑥各種収納済証明書 ⑦見積金額の根拠が分かる資料(見積書、カタログ等の写し) ⑧その他、市が指示する書類等 3. その他 ・申請にかかる必要書類等については、市ホームページでご確認いただくか、下記までお問合せください。
お問い合わせ	産業部 商工観光課 0790-63-3127